

平成 20 年 7 月 7 日

動物実験の実施体制の整備に関する要望書

各国立大学長 殿

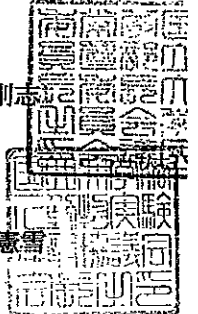
大学共同利用機関法人機構長 殿

国立大学医学部長会議

常置委員会委員長 前川 剛志

国立大学法人動物実験施設協議会

会長 笠井 憲雪



私共は、日本学術会議実験動物分科会等の関連団体と連携をとりつつ、大学等における動物実験の精度と水準の向上を図り、動物実験の適正化を進め、医学・薬学・生物学等生命科学（以下、医学・生命科学等）における教育、研究の推進に努めて参りました。

近年、動物実験に関わる多くの法令（動物愛護管理法、カルタヘナ法、外来生物規制法、感染症法および関連省令等）、省庁基準（実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準）、指針（研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン）が制定あるいは改正され、わが国における動物実験に関する規制は大きな変化を遂げました。特に、文部科学省が告示として制定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」において、機関における動物実験を機関の長の責任とし、動物実験に関する機関内規程の策定、委員会の設置、教育訓練の実施等、動物実験の適正化を進める責任体制が明確にされました。医学・生命科学研究に不可欠な動物実験は、社会的な理解なしでは進められない状況にあり、法令や指針に基づく体制整備が強く求められております。

しかし、国立大学法人化に伴い、組織の再編や人員及び予算の配分を大学等が独自の判断で出来るようになり、一部の大学等においては動物実験施設のような基盤的支援組織の施設整備や人員配置において後退する例が見受けられます。そのために、実験動物の飼養保管、実験動物の健康管理、施設の衛生管理、動物実験実施者や飼育担当者に対する教育訓練を行う専任教員が不在となる例が生じ、実験動物の飼養保管施設の整備や維持管理においても対応の遅れが見られます。そのうえ、この問題の根幹をなす「動物愛護管理法」は5年毎の見直しが規定されており、2010年には次の見直しに向けて、さらに規制が強化される事態も予想されます。

以上のような現状を鑑み、以下の点について格段の御配慮をお願いしたく、要望いたします。

要望事項

- 1) 医学、生命科学分野の基盤的支援施設である動物実験施設に対し、動物種と動物数に見合った実験動物管理者および飼育技術者を配置すること
- 2) 有効かつ円滑な動物実験委員会の活動を進めるため、事務職員を配置すること
- 3) 実験動物の飼養保管設備の応急的な補修や更新に対して大学内での予算を措置すること
- 4) 動物実験施設の計画的な整備と維持管理および実験動物の飼養保管設備の更新計画を立て、マスタープラン及び次期中期計画に反映すること

平成 20 年 7 月 7 日

動物実験の実施体制の整備に関する要望書

文部科学省研究振興局長 殿

文部科学省文教施設企画部長 殿

国立大学医学部長会議

常置委員会委員長 前川 剛志



国立大学法人動物実験施設協議会

会長 笠井 謙



私共は、日本学術会議実験動物分科会等の関連団体と連携をとりつつ、大学等における動物実験の精度と水準の向上を図り、動物実験の適正化を進め、医学・薬学・生物学等生命科学（以下、医学・生命科学等）における教育、研究の推進に努めて参りました。

近年、動物実験に関わる多くの法令（動物愛護管理法、カルタヘナ法、外来生物規制法、感染症法および関連省令等）、省庁基準（実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準）、指針（研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン）が制定あるいは改正され、わが国における動物実験に関する規制は大きな変化を遂げました。特に、文部科学省が告示として制定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」において、機関における動物実験を機関の長の責任とし、動物実験に関する機関内規程の策定、委員会の設置、教育訓練の実施等、動物実験の適正化を進める責任体制が明確にされました。医学・生命科学研究に不可欠な動物実験は、社会的な理解なしでは進められない状況にあり、法令や指針に基づく体制整備が強く求められております。

しかし、国立大学法人化が進められ、運営交付金の配分が減り競争的資金の割合が高まる中で、動物実験施設のような基盤的支援組織の施設整備や維持管理において、組織的かつ計画的な対応が困難になりつつあります。そのため、法令や指針等に基づく動物実験の適正化に向けた施設や設備の整備が進まず、老朽化した施設の中には基準に抵触する恐れがあり安全管理や生活環境への影響も憂慮される事例も散見されます。そのうえ、この問題の根幹をなす「動物愛護管理法」は 5 年毎の見直しが規定されており、2010 年には次の見直しに向けて、さらに規制が強化される事態も予想されます。

以上のような現状を鑑み、以下の点について格段の御配慮をお願いいたく、要望いたします。
要望事項

- 1) 動物実験に関する施設整備や老朽化対策に関する予算の別枠での確保
- 2) 実験動物の飼養保管に関する基盤的設備の更新に関する予算の別枠での確保
- 3) 動物実験に関する老朽化施設や設備の現状に関する調査の実施